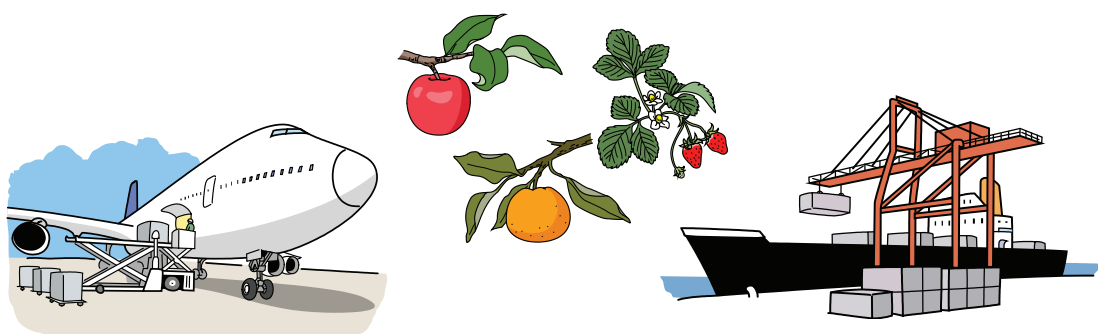


[技術資料]

農産物の輸出に係る植物検疫と残留農薬



農産物の輸出に係る 植物検疫と残留農薬



令和 7 年 1 月 2 4 日

一般社団法人 全国植物検疫協会

農産物輸出の課題



輸出先国の植物検疫条件は？

残留農薬はクリアしてる？

病虫害は大丈夫？



ハラール？
原発事故規制？

衛生証明？
施設認証？

.....？



植物検疫



1. 植物検疫とは

日本の植物検疫は、日本の農業と緑を病虫害の被害から守るために行われている。

我が国の植物検疫は、日本の植物に被害をもたらす海外からの病虫害の侵入を防ぐために、全国の港や空港で全ての植物等を対象に**輸入検疫**が行われています。

また、諸外国の要求に応じ、輸出農産物等について生産地や港において実施される**輸出検疫**や、国内の一部地域に発生している重要な病虫害（アリモドキゾウムシやイモゾウムシなど）のまん延を防ぐため、病虫害の発生地域からの移動制限や防除などの**国内検疫**などが行われています。

世界の国々でも自国への病虫害の侵入等を防止するため植物検疫を実施している。

各国は「国際植物防疫条約」、「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」などの国際間のルールを遵守して植物検疫制度を実施。

植物を輸出する場合、輸出国は輸入国の規則に合致する証明書を発給することが、国際植物防疫条約などで定められている。

2. 国際植物防疫条約締結国・地域



2025年1月20日現在、185の国・地域が国際植物防疫条約を締結しています。

3. 諸外国の植物検疫要求の主な内容

- **輸入を禁止する植物**。（ただし、二国間協議等で輸入が認められる植物又は輸入許可制度により輸入が認められる植物を除く。）
- **二国間協議**の合意内容に基づき、検疫手続き等を行うよう求める植物
- **輸入許可**（Import Permit）**制度**に基づき輸入が認められる植物
- 輸出国政府の発行する**植物検疫証明書の添付**を求める植物
- 輸出国で**栽培地検査**を実施し、特定の病虫害の付着のないことを植物検疫証明書に記載するよう求める植物
- 輸出国で**特別な検査**（線虫検査や遺伝子診断（PCR）など）を実施し、特定の病虫害の付着のないことを植物検疫証明書に記載するよう求める植物
- 輸出国で**消毒等の措置**を求める植物
- 植物検疫証明書の添付を求めない植物

4. 植物防疫所HP掲載の植物検疫条件一覧(早見表)(貨物)

【表中の記号について】

- ◎：植物検疫証明書(注1)無しで輸出できます。
- Q：植物検疫証明書を添付すれば輸出できます。
- P：輸出相手国の「輸入許可証(注2)」を取得する必要があります。
- ☆：二国間合意に基づく特別な検疫条件を満たしたものののみ輸出できます。
- ×：輸出できません。

(注1：植物検疫証明書は植物防疫所が行う輸出検査に合格すると発給されます。)
(注2：輸入許可証は輸出相手国の植物検疫当局で申請・取得します。)

輸出相手国・地域	カキ	キウイフルーツ	サクランボ	日本ナシ	西洋ナシ	ビワ	ブドウ
韓国	◎	Q	Q	◎	◎	◎	◎
台湾	◎	Q	Q	◎	◎	◎	◎
中国	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
香港	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
マカオ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
フィリピン	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
インドネシア	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
タイ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ミャンマー	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ラオス	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ベトナム	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
カンボジア	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
インド	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ネパール	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
スリランカ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
マレーシア	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
シンガポール	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ブルネー	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
東ティモール	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
インドネシア	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
フィリピン	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
タイ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ミャンマー	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ラオス	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ベトナム	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
カンボジア	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
インド	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ネパール	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
スリランカ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
マレーシア	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
シンガポール	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ブルネー	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
東ティモール	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

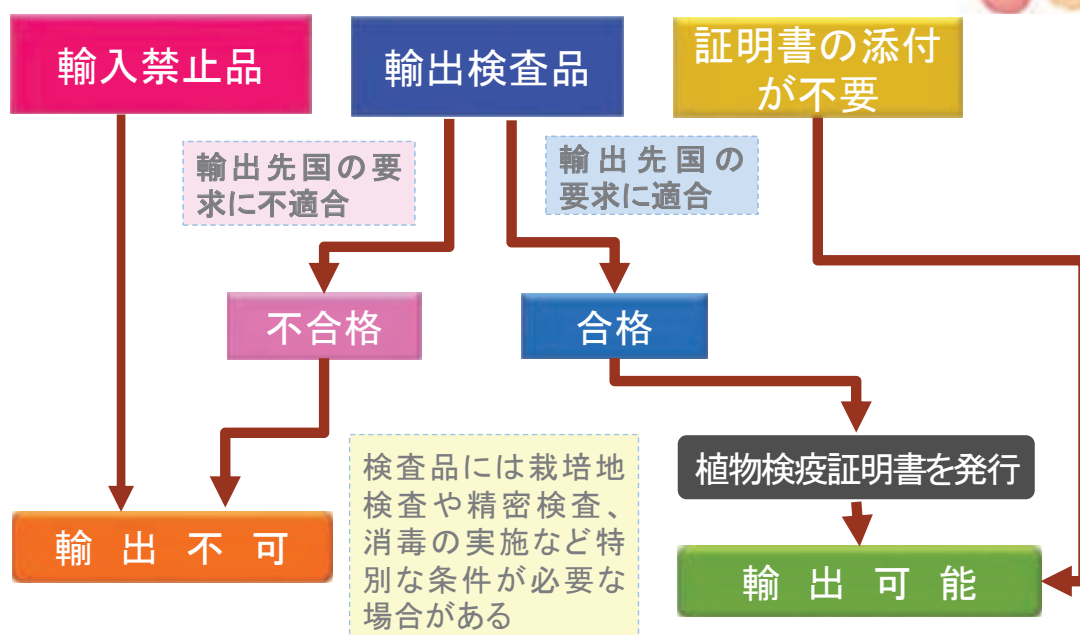
7

植物防疫所 輸出条件早見表：https://www.maff.go.jp/pps/j/search/e_hayami_kamotu.pdf

©2024JPQA

5. 輸出検疫の流れ

輸出先国が求める条件等に基づき検疫を実施し、植物検疫証明書を発行する。



8

©2024JPQA

6. リンゴ生果実の主な輸出先国の検疫条件一覧

2025年1月

輸出先国	条件記号	検 疫 条 件
韓 国	×	韓国が輸入を禁止しています。
台 湾	☆	二国間協議の合意内容の条件を満たす必要があります。(主な条件:生産園地の登録、選果こん包施設の登録、査察等)
中 国	PQ	中国が発給する輸入許可証の取得及び日本で輸出検査を受け、植物検疫証明書の添付が必要です。
香 港	◎	日本で輸出検査を受けずに輸出できます。
ベトナム	☆	二国間協議の合意内容の条件を満たす必要があります。(主な条件:生産園地の登録、選果こん包施設の登録等)
タ イ	☆	二国間協議の合意内容の条件を満たす必要があります。(主な条件:生産園地の登録、選果こん包施設の登録等)
シンガポール	◎	日本で輸出検査を受けずに輸出できます。
インド	☆	二国間協議の合意内容の条件を満たす必要があります。(主な条件:生産園地の登録、選果こん包施設の登録、消毒処理の実施、査察等)
E U	Q	日本で輸出検査を受け、植物検疫証明書の添付が必要です。 また、リンゴコシンクイ、輪紋病等の病害虫を対象とした栽培地検査(栽培期間中と収穫前の2回)が必要です。
米国(本土)	☆	二国間協議の合意内容の条件を満たす必要があります。(主な条件:指定生産園地での栽培地検査、低温処理及び臭化メチルくん蒸の実施、合同輸出検査等)

9

※ 検疫条件は変更されることがあります。輸出に当たっては最新情報をご確認ください。

©2024JPQA

6-2. 台湾向けりんご、なし、もも、すもも 【二国間協議の輸出手続き】

主な対象病害虫

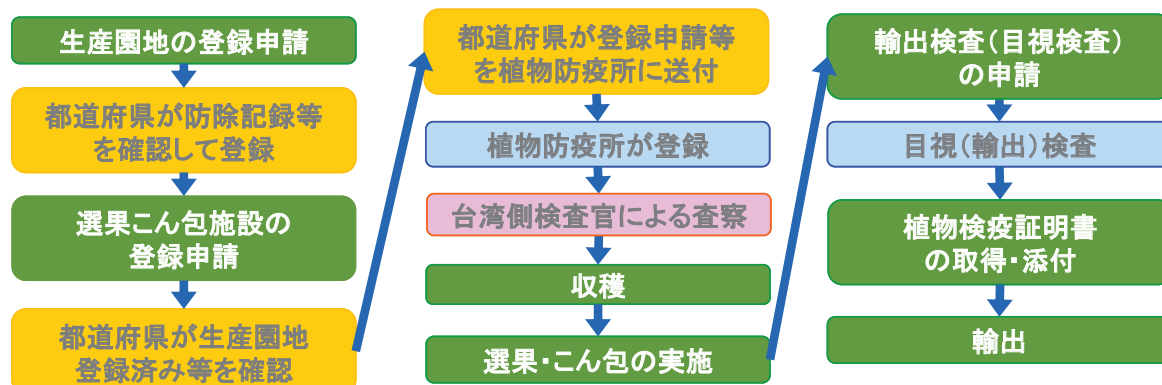
モモシンクイガ、ミカンキイロアザミウマ、果実に食入するチョウ目

主な要求内容

- ・生産園地の登録(都道府県に申請して都道府県が登録)
- ・選果こん包施設の登録(都道府県に申請して、植物防疫所が登録)
- ・台湾側検査官による登録生産園地及び登録選果こん包施設の確認(毎年査察)
- ・選果技術員による選果・こん包。こん包表示



モモシンクイガ



10

©2024JPQA

7. イチゴ生果実の主な輸出先国の検疫条件一覧

2025年1月

輸出先国	条件記号	検 疫 条 件
韓 国	Q	日本での輸出検査(植物検疫証明書の添付)が必要です。
台 湾	Q	日本での輸出検査(植物検疫証明書の添付)が必要です(要ナミクキセンチュウの検査)。
中 国	×	中国が検疫条件を設定していないため輸出できません。
香 港	◎	日本で輸出検査を受けずに輸出できます。
ベトナム	×	ベトナムが検疫条件を設定していないため輸出できません。
タ イ	☆	二国間協議の合意内容の条件を満たすことが必要です。(主な条件:生産園地の登録、こん包施設の登録等)
シンガポール	◎	日本で輸出検査を受けずに輸出できます。
アラブ首長国連邦	Q	日本での輸出検査(植物検疫証明書の添付)が必要です。
E U	Q	日本での輸出検査(植物検疫証明書の添付)が必要です。
米国(本土)	P	米国が発給する輸入許可証の取得が必要です。ただし、奄美諸島、小笠原群島、琉球諸島、トカラ列島、火山列島で生産されたものは輸出できません。

※ 検疫条件は変更されることがあります。輸出に当たっては最新情報をご確認ください。

11

©2024JPQA

7-2. タイ向けイチゴ生果実 【二国間協議の輸出手続き】

主な対象病害虫

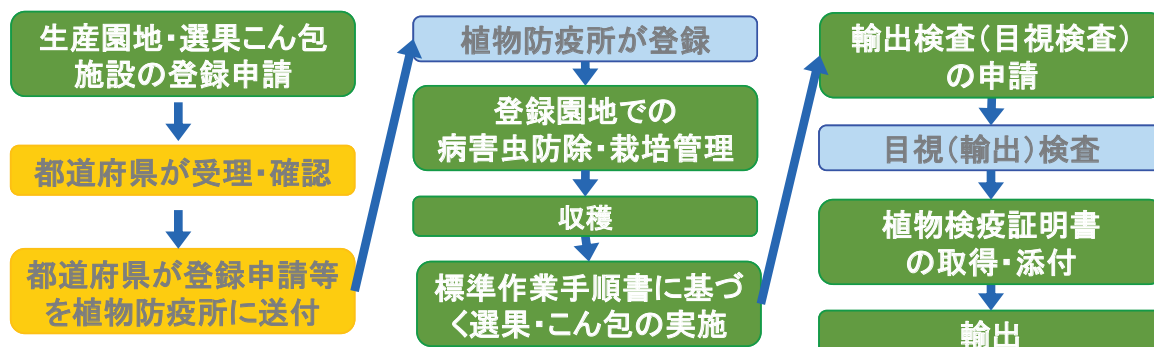
イチゴハナゾウムシ、マメコガネ、アカフツヅリガ、*Monilinia fructigena*等

主な要求内容

- ・生産園地及び選果こん包施設の登録(都道府県に申請して植物防疫所が登録)
- ・生産園地はGAPを踏まえた農薬の適正使用、病虫害防除等の実施
- ・選果こん包施設は標準作業手順書に基づき選果こん包の実施
- ・こん包表示の実施



イチゴハナゾウムシ



12

©2024JPQA

8. サツマイモの主な輸出先国の検疫条件一覧

2025年1月

輸出先国	条件記号	検 疫 条 件
韓 国	×	韓国が輸入を禁止しています。
台 湾	Q	日本での輸出検査(植物検疫証明書の添付)が必要です(要イモグサレセンチュウ検査。なお、南西諸島及び小笠原群島で生産されたものは輸入を禁止しています。)
中 国	×	中国が検疫条件を設定していないため輸出できません。
香 港	◎	日本で輸出検査を受けずに輸出できます。
ベトナム	×	ベトナムが検疫条件を設定していないため輸出できません。
タ イ	Q	日本での輸出検査(植物検疫証明書の添付)が必要です
シンガポール	◎	日本で輸出検査を受けずに輸出できます。
アラブ首長国連邦	Q	日本での輸出検査(植物検疫証明書の添付)が必要です。
E U	Q	日本での輸出検査(植物検疫証明書の添付)が必要です。
米国(本土)	×	米国が輸入を禁止しています。

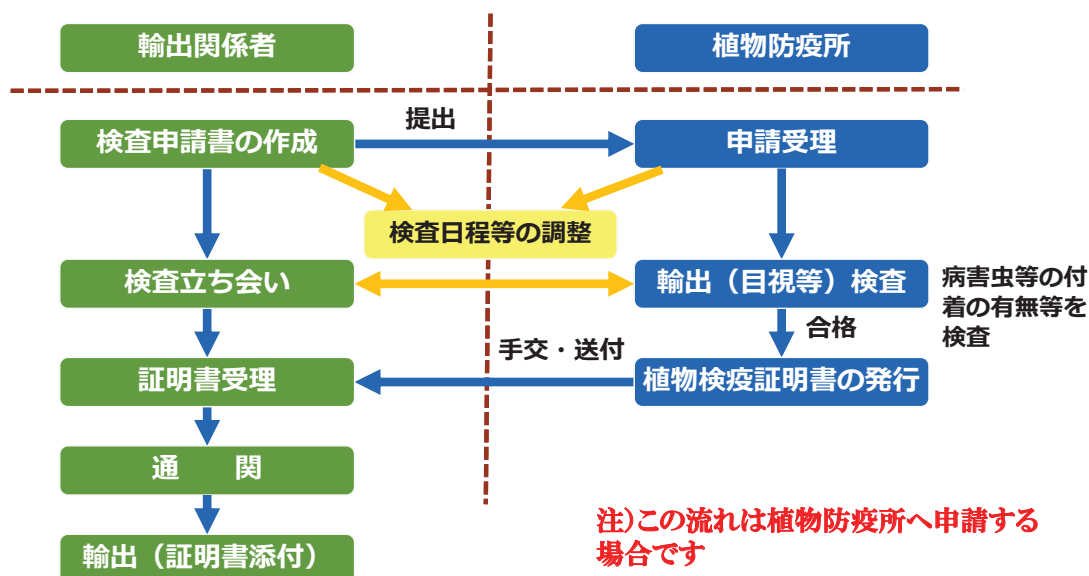
※ 検疫条件は変更されることがあります。輸出に当たっては最新情報をご確認ください。

13

©2024JPQA

9. 植物検疫の流れ (一般的な場合)

輸出先国から特別な要求が無く植物検疫証明書の添付を
求められている場合(通常[※]の輸出検査)



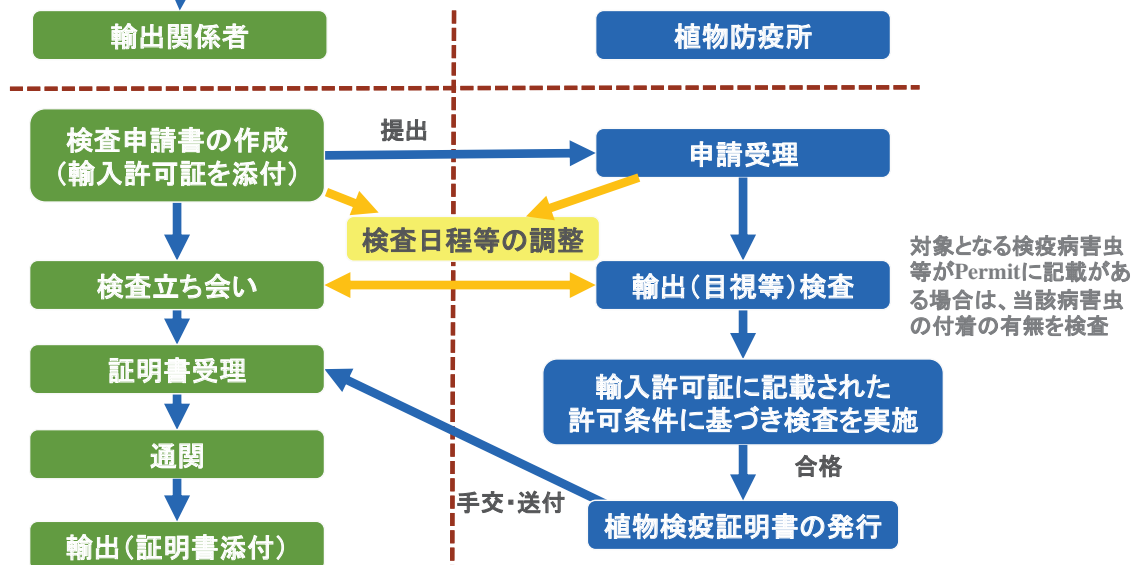
14

©2024JPQA

9-2. 植物検疫の流れ(輸入許可証(Import Permit)が必要な場合)

事前に輸入許可証を取得する必要があります

輸出先国の輸入者等が輸出先国の当局から輸入許可証を取得



注)この流れは植物防疫所へ申請する場合です

©2024JPQA

15

10. 検査申請書の提出先

「植物等輸出検査申請書」は植物防疫所または登録検査機関に提出します。

植物防疫所	横浜植物防疫所	横浜、札幌、新千歳空港、釧路、小樽、室蘭・苫小牧、函館、塩釜、仙台空港、弘前、八戸、石巻、小名浜、成田、東京、鹿島、千葉、羽田空港、新潟、秋田、直江津	
	名古屋植物防疫所	名古屋、南部、四日市、中部空港、伏木富山、小松空港、清水、静岡空港	
	神戸植物防疫所	神戸、大阪、関西空港、広島、広島空港、境港、水島、尾道、坂出、小松島、松山、高知	
	門司植物防疫所	門司、下関、福岡、福岡空港、伊万里、長崎、鹿児島、八代、大分、細島、志布志、名瀬	
	那覇植物防疫事務所	那覇、那覇空港、嘉手納、平良、石垣	
登録検査機関	(株) JEVIC	(一社) 全日検	(株) 東海テクノ
	(大) 秋田県立大学	(株) ファスマック	(一社) 神戸植物検疫協会
	(大) 東京大学大学院農学生命科学研究科	(一社) 室苫植物検疫協会	(株) JALカーゴサービス
	(独) 農業・食品産業技術総合研究機構	(大) 鳥取大学	
	(株) UEJ	(株) 農研植物病院	

植物防疫所へのお問合せ先：<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/outline/contact.html>
 農林水産省 登録検査機関：https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/yusyutu_kensakikan.html

©2024JPQA

16

11. 検査を実施する場所

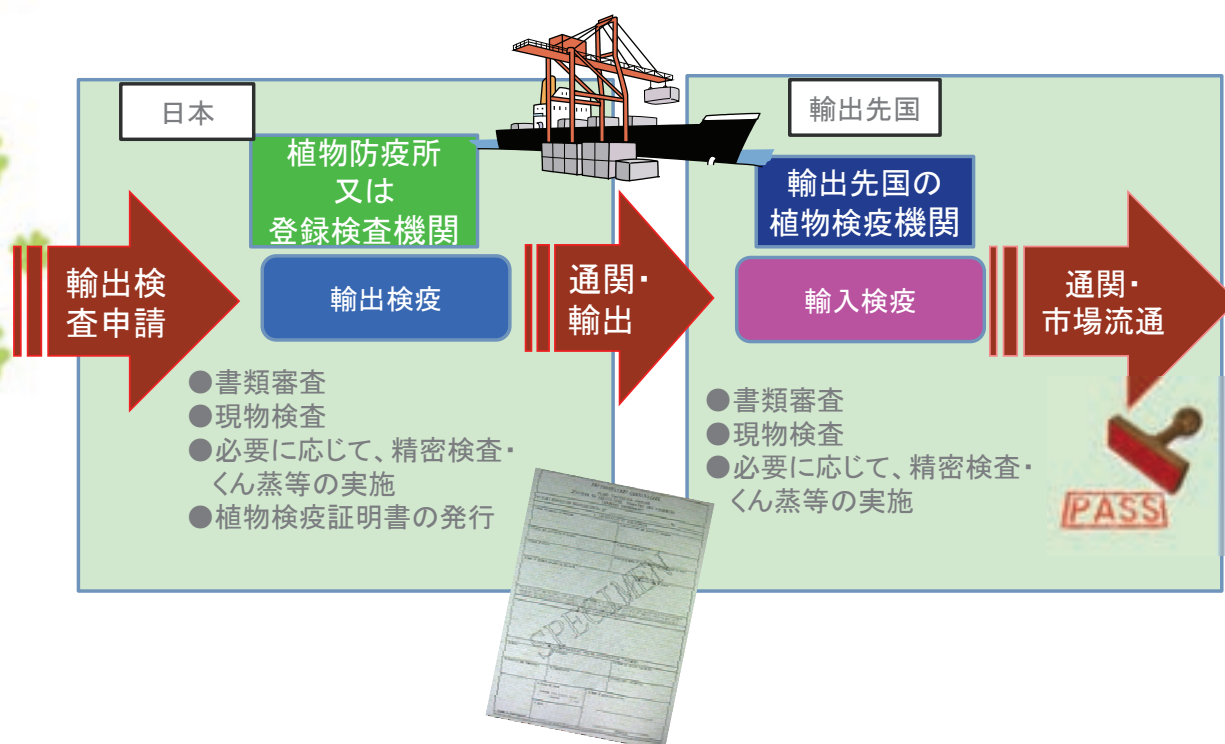
- 検査は、**植物防疫所の検査場**又は輸出者等の要請に基づき、植物防疫官又は登録検査機関の担当者が**生産地、集荷地、倉庫(集荷地検査)**等に出向いて行われています。
- いずれの場合も、事前に検査申請書を提出し、日程を調整してください。特に集荷地検査の場合は早めに事前連絡をしてください。
- また、集荷地検査の場合、検査に適した明るさ(照明)、広さ等が必要です。
- 検査場所と輸出港が同一である必要はありません。植物防疫所の管轄が違っていても問題ありません。



17

©2024JPQA

12. 植物の輸出入に関する実際の流れ



18

©2024JPQA